

# 予防技術検定模擬テスト

## －解説付－

### NO.115

〔共通〕問1 一定の要件を満たす防火対象物にあっては、消防法第8条の2の3の規定に基づく定期点検報告（防火対象物の点検及び報告）の義務を一定期間にわたって免除することができるとしているが、次の文を読み、消防法令上免除要件として誤っているものを1つ選べ。

- (1) 当該防火対象物における点検対象事項が点検基準に適合していること。
- (2) 消防用設備等が設備等設置維持計画に従って設置され、又は維持されていること。
- (3) 法令基準に適合するように消防用設備等の定期点検報告が行われていること。
- (4) 消防法令に規定する事項に関し市町村長が定める基準に適合していること。

〔消防用設備等〕問1 消防設備士講習に係る次の文を読み、( )に当てはまる数字の組合せとして、消防法令上正しいものを1つ選べ。

消防設備士は、消防設備士免状の交付を受けた日以後における最初の4月1日から(ア)年以内に消防設備士講習を受けなければならない。さらに、その講習を受けた日以後における最初の4月1日から(イ)年以内に消防設備士講習を受けなければならない。

- |     |   |
|-----|---|
| ア   | イ |
| (1) | 2 |
| (2) | 3 |
| (3) | 2 |
| (4) | 3 |

〔消防用設備等〕問2 次の消防法施行令別表第1に掲げる防火対象物の駐車の用に供される部分のうち、消防法令上水噴霧消火設備等の設置を要しないものを1つ選べ。ただし、当該部分は、駐車するすべての車両が同時に屋外に出ることができる構造ではないものとする。

- (1) 地下1階に存する駐車の用に供される部分で、当該部分の床面積が300m<sup>2</sup>のもの
- (2) 1階に存する駐車の用に供される部分で、当該部分の床面積が300m<sup>2</sup>のもの
- (3) 屋上に存する駐車の用に供される部分で、当該部分の床面積が300m<sup>2</sup>のもの
- (4) 昇降機等の機械装置により車両を駐車させる構造の駐車の用に供される部分で、車両の収容台数が10台のもの

〔防火査察〕問1 消防法（以下「法」という。）第46条の2から第46条の5までに規定する過料に関する事項のうち、不適当な記述は次のうちどれか。

- (1) 過料は刑罰でないから、故意・過失の有無などの刑法総則の適用はない。また、科刑手続について、告発などの刑事訴訟法の適用もない。一般手続きとして非訟事件手続法の定めがある。
- (2) 消防機関が過料を適用するためには、過料に処せられるべき者の住所地を管轄する地方裁判所に対して通知する必要がある。
- (3) 消防機関が行う過料事件の通知は、告発と同じように消防機関に義務がある。
- (4) 消防機関が過料事件の通知をした裁判結果（過料処分の有無、過料額等）については、本人に告知（郵送）されることとなり、消防機関への情報提供は行われない。

〔防火査察〕問2 消防法（以下「法」という。）に基づく違反処理に関する事項のうち、不適当な記述は次のうちどれか。

- (1) 違反調査には、法第4条に定める資料提出命令権、報告徵収権及び立入検査権に基づく質問・検査による場合と、法第35条の13に定める照会による場合などがある。
- (2) 警告は、違反事実又は火災危険等が認められる事実について、防火対象物の関係者に対し、当該違反の是正又は火災危険等の排除を強制する不利益処分である。
- (3) 聴聞は、不利益処分を受ける者に、口頭による意見陳述や質問の機会などを与え、処分を受ける者と行政手続のやりとりを経て、事実判断を行う手続きである。
- (4) 告発は、告訴権者及び違反者以外の第三者が、捜査機関に対し、消防法令違反を申告して、処罰を求める意思表示である。

〔危険物〕問1 次のうち、誤っているものはどれか。

- (1) 重油は、引火点測定試験の測定値によらず第3石油類とされる。
- (2) 軽油のうち、建設機械や農業機械の燃料として使用されるものは、消防法上の軽油とはされていない。
- (3) 灯油とは、JIS K 2203「灯油」に適合するものをいう。
- (4) JIS K 2201「工業ガソリン」のうち4号（ミネラルスピリット）及び5号（クリーニングソルベント）は、消防法上のガソリンとはされていない。

〔危険物〕問2 次の物品の間で取扱う危険物の変更を行う場合、品名及び指定数量が変更しないものはどれか。

- (1) キシレン——酢酸
- (2) イソプロピルアルコール——n-ブチルアルコール
- (3) アセトアルデヒド——ベンゼン
- (4) ガソリン——酢酸エチル